

小郡市監査委員公表第18号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年8月8日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年8月20日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第15号（令和6年6月11日付 都市整備課）分

..... 2件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第15号（令和6年6月11日付 都市整備課）分

監査の結果	措置の状況
<p>1. 徴収事務において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>道路占用料で占用の許可期間が複数年度にわたるものについて、令和5年度占用料の納入通知書を年度末に交付していた。</p> <p>占用期間が会計年度を超えるとときは、毎会計年度当初に当該会計年度の占用料の納入通知書を占用者に交付するものとなっている。適正な時期に納入通知書を送付するよう、事務手続を行われたい。</p>	<p>令和6年度は年度当初に占用者へ納付通知書を交付した。今後は小郡市道路占用料徴収条例に則り、事務手続きの遅延がないように努める。</p>
<p>2. 契約事務において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>令和4年度の定期監査で事務局指導としていた三国が丘駅エレベーター保守点検業務委託について、契約書に提出するよう記載している業務計画表が契約の相手方から提出されおらず、改善が見受けられない。</p> <p>契約を締結したときは、契約の適正な履行を確</p>	<p>令和6年度は業者に提出の指示を行い、契約締結時に業務着手届と共に業務計画表を確認した。今後は契約書で指示している提出書類について適宜確認を実施し、書類の提出漏れがないように努める。</p>

<p>保するため、監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。契約の相手方に必要な書類を提出させるなど指示し、適正な事務手続を行われたい。</p>	
--	--